

部活動に関わる現状認識の共有と ガイドラインの今後の検討に向けて

2017年12月18日

妹尾 昌俊

教育研究家、学校マネジメントコンサルタント
 文部科学省 学校業務改善アドバイザー
 NPO まちと学校のみらい 理事
 senoom879@gmail.com
 http://senoom.hateblo.jp

**まずは、改めて現状認識
 土日の休日を取っていない教員は相当数に上り、
 とりわけ部活動の顧問では、4週4休取っていない人が多いと推察される。**

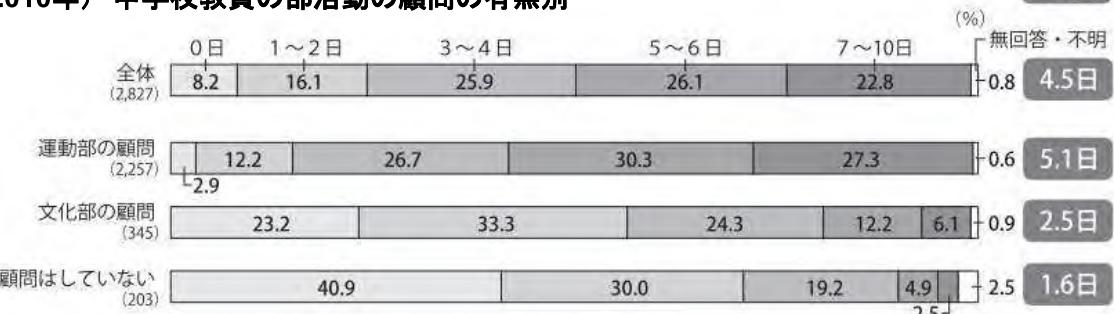
- 土曜または日曜にほとんど毎週出勤している教員は、小学校16.7%、中学校74.5%、高校52.4%に上る。
- 中学校の運動部の顧問では、約6割が月5日以上土日出勤している(≒4休取っていない可能性大)。

ペネッセ「学習指導基本調査」土日の出勤状況

第6回調査(2016年)



第5回調査(2010年) 中学校教員の部活動の顧問の有無別



勤務日の休憩なし、4週4休違反は学校にとって“当たり前”！？

(豊富なデータのある横浜を例に紹介したが、問題は横浜だけではない。)

■ 小学校約5割、中学校約7割の教職員が、「休憩時間」が全く取れていない。

■ 小学校の約1割、中学校の約5割の教職員が月5日以上休日出勤。

特に、中学校教職員の約2割は、部活等を理由に月8日以上の休日出勤(=休みなし)

休日出勤の状況

	小学校	中学校
1日	15.7	7.9
2日	16.4	8.0
3日	12.2	6.7
4日	15.5	12.5
5日	6.2	9.5
6日	2.6	9.9
7日	0.9	6.8
8日以上	1.1	22.2
ほとんど出勤していない	28.4	15.1
無回答	1.1	1.4
5日以上の割合	10.8	48.4

労基法違反が
横行！？

労働基準法

第三十五条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えるなければならない。
○2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。

データからの示唆、ガイドラインで触れたいこと①

学校教育で行うのであればなおさら、法令無視の部活動運営はありえない。

■ 日本中の学校(小中高)で、労基法違反は半ば当たり前となっている。

- 労働時間の未把握、勤務日の休憩のなさ、4週4休違反で完全にスリーアウト！
- 教育者、教育機関が法令遵守しない状態でよいわけがない！
- 児童生徒のためになる活動だから、保護者の期待がある(やらないとクレームが来る)から、練習したい、やりたい教員がいるから…

⇒ これらは法令違反の言い訳にはまったくならない！

過労死ラインを超えて働く教員の多くは、授業準備も熱心だが、それ以上の時間を部活動に費やしている。

日本の中学校教員の1週間の労働時間、内訳（総労働時間別結果）

(時間)

	仕事時間の合計	指導(授業)	授業の計画や準備	学校内での同僚との共同作業や話し合い	生徒の課題の採点や添削	生徒に対する教育相談	学校運営業務	一般的な事務業務	保護者との連絡や連携	課外活動の指導	その他の業務
週30時間以上40時間未満 (n=120)	33.1	16.9	5.4	2.4	3.6	1.6	1.4	2.9	1.0	5.7	0.8
週40時間以上60時間未満 (n=1,233)	49.7	17.9	7.7	3.4	4.0	2.3	2.4	4.5	1.1	5.6	1.7
週60時間以上75時間未満 (n=1,249)	64.3	18.3	9.6	4.4	5.1	3.1	3.4	6.4	1.4	8.7	2.9
週75時間以上 (n=372)	81.2	19.2	11.0	5.3	5.8	4.5	4.3	8.5	1.9	13.3	4.5
(日本全体の平均)	53.9	17.7	8.7	3.9	4.6	2.7	3.0	5.5	1.3	7.7	2.9
(調査参加国全体の平均)	38.3	19.3	7.1	2.9	4.9	2.2	1.6	2.9	1.6	2.1	2.0

週60時間以上働いている(≒月残業時間が80時間以上)教員

- ✓ 授業の準備に時間をかけており(10~11時間)
- ✓ 課題の採点・添削も丁寧(5~6時間)
- ✓ 事務業務(おそらく分掌業務)もよくこなし(6~8時間)
- ✓ 部活も熱心(9~13時間)

出所)OECD国際教員指導環境調査(TALIS)2013をもとに作成

4

過労死ラインを超えて働く中学校教員にとって、部活動の負担が重いことは明らか。

※教員勤務実態調査(2016年実施)追加分析分 中教審部会資料(2017.10.20)

中学校教諭(平日)	60時間以上	60時間未満	差
授業・主担当	3:08	3:01	0:07 *
授業・補助	0:19	0:24	-0:05 *
授業準備	1:33	1:18	0:15 *
学習指導	0:10	0:09	0:01
成績処理	0:43	0:32	0:11 *
学校行事	0:33	0:19	0:14 *
児童会・生徒会指導	0:07	0:05	0:02 *
生徒指導・個別	0:20	0:15	0:05 *
個別の打ち合わせ	0:08	0:05	0:03 *
学校経営	0:23	0:19	0:04 *
朝の業務	0:37	0:36	0:01
生徒指導・集団	1:05	0:58	0:07 *
地域対応	0:01	0:00	0:01 *
学年・学級経営	0:43	0:30	0:13 *
保護者・PTA対応	0:11	0:07	0:04 *
部活動・クラブ活動	0:51	0:27	0:24 *
事務・調査への回答	0:01	0:01	0:00
事務・学納金関連	0:01	0:01	0:00
事務・その他	0:19	0:14	0:05 *
その他の校務	0:09	0:10	-0:01
職員会議・学年会などの会議	0:20	0:18	0:02 *
会議・打合せ(校外)	0:07	0:07	0:00
校内研修	0:06	0:05	0:01
校務としての研修	0:11	0:12	-0:01
行政・関係団体対応	0:02	0:01	0:01
合計	12:08	10:14	

■週60時間以上労働の人とそうでない人とのちがいとして、平日1日あたり、部活動で約24分の差がある(統計的に有意)。

■授業準備、行事、成績処理等よりも最も差が大きいのが部活動。

■休日の従事時間を含めて考えると、部活の重みはもっと大きなものとなる。

部活動改革なくして
働き方改革なし

中教審 学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ 案)

【中教審の中間まとめ案】

5. 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討 (3) 適正な勤務時間の設定

定められた勤務時間内で業務を行うことが基本であるが、学校における教師の勤務時間と児童生徒の活動時間は表裏一体の関係にある。登下校時刻の設定や、**部活動**、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、**教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行う必要がある。**

また、**部活動**や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできない。

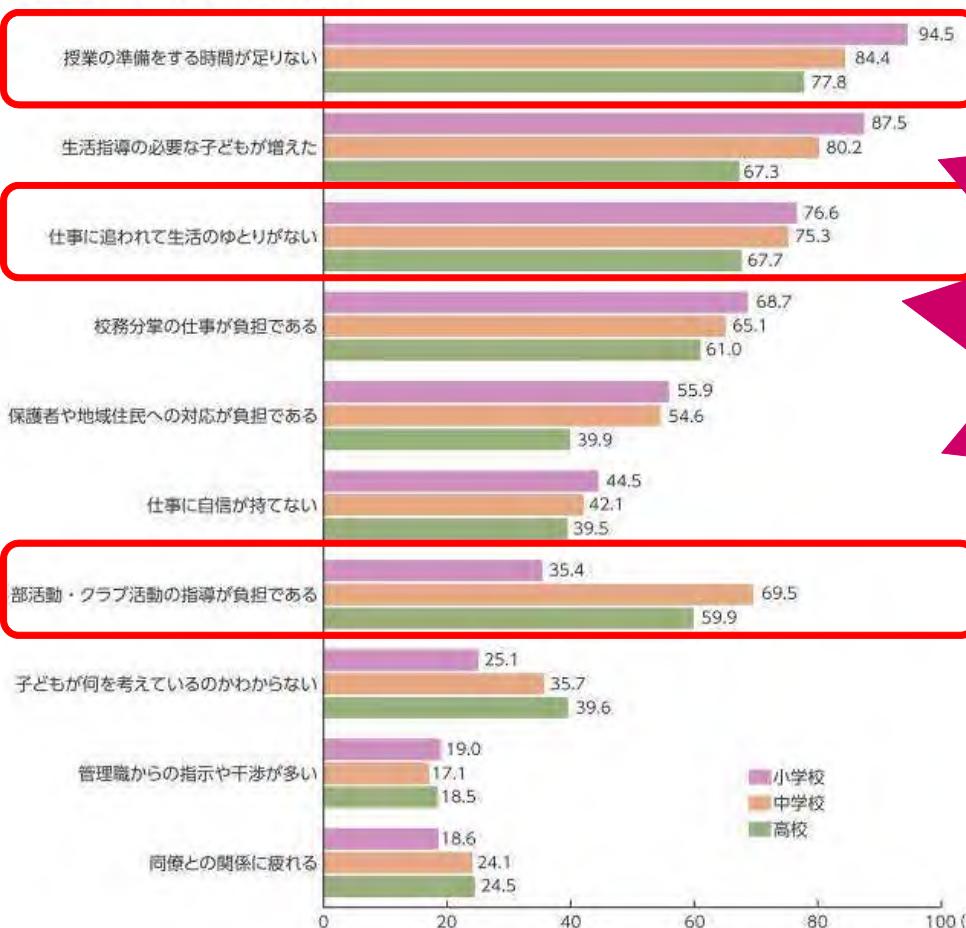
実態として部活動は、時間外におよぶことが通常で、
教員の勤務時間を無視したものとなっている。
…時間外は教員の自発的な活動(ボランティア)？
⇒なら、過労死したとき公務災害・労災にならないの？
でも、学校の安全配慮義務はかかっているよ！

曖昧な
位置づけで
矛盾
だらけの
制度と運用

愛知教育大学等「教員の仕事と意識に関する調査」(2015年実施)

Q あなたは、次のような悩みや不満をどれくらい感じていますか。

図4-2 教員の仕事の悩み・不満



一番の悩みは
授業準備不足。
生活のゆとりも
ない。

こんな状態で
新学習指導要領のめざす
質の高い教育は
できるのか？

小学校1,482人、中学校1,753人、
高等学校2,138人の教員が回答。

各委員の見ている景色が違すぎるのではないか？



人間ならば誰にでも、現実のすべてが見えるわけではない。多くの人は、見たいと欲する現実しか見ていない。(カエサル)

部活動には様々な教育効果があることは、確かであろう(多くの場合)。

しかし、教師は時間に追われ、授業準備さえままならない。それが日本の学校の現実。

8

前回の検討会議での平川委員からの
問題提起と合意事項
“学校で一番に優先するべきは、
教育課程の実現である”

なぜこの意見が出たのか？

⇒

充実した授業準備や質の高い授業実践よりも、
部活優先という教員(あるいは部活に多大な時間を費やさざるを得ないという人)もいるから。

※各種データから示唆されるのは、部活も授業も両方頑張っている人も多いが、そうではない人も一定程度いるということ。

9

データからの示唆、ガイドラインで触れたいこと②

学校の教育活動としては、学習指導要領で示されている**教育課程をしっかりとやっていくことを優先すべき**。部活動の優先順位を各学校は考え直すべき。

■具体的にガイドライン、ならびに国・教育委員会等の施策として検討いただきたいこと

1. **勤務時間外まで教員が部活動を担うべきではない**、と明記する。時間外に行いたいなら、部活動指導員を配置したり、地域移行したりするべき。
※もちろん、急には無理だとはいえ、将来的な方向性を示す。
国・教委による支援が必要なことにも触れた上で。

中教審 学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ案)

教師が授業や授業準備等の教師でなければ担うことのできない業務に注力できるよう^{する}ためにも、将来的には、地方公共団体や教育委員会において、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境が整った上で、**部活動を学校単位の取組から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき**である。

10

データからの示唆、ガイドラインで触れたいこと②

(前頁の続き)

■具体的にガイドライン、ならびに国・教育委員会等の施策として検討いただきたいこと

2. **教員の採用、評価、昇任**(管理職登用等を含む)のときに、**部活動を重く見るべきではない**。この方針をはっきりさせる。
3. 授業等に支障をきたしかねない試合の開催・準備等がないか、また、**大会の数は適切か**について、関係団体は監督し、見直しを図る。
4. 教員を試合の運営スタッフや監督等として**かり出すのを大きく減らす**。
※教員の無償労働に頼るのは、もうやめよう。
5. 授業や学級運営が不慣れな**一定期間**(例えば初任から3年以内)**は部活動顧問をさせない**など、各教育委員会において、教員の資質・能力の事情と人材育成方針等を踏まえた上で、規制を設けること。

11

なぜ、部活の過熱化は止まらないのか？

- 部活動が過熱してきた背景・要因を踏まえて、今後の在り方を考えないと、机上論、学校現場に浸透しないガイドラインや施策となってしまう。
- 文科省の通知や教育委員会・校長会等の呼びかけ・申し合わせが過去にも度々あったのにもかかわらず、休養日の設定すら遵守されなかつた。この事実を重く反省し、繰り返さないようにするべき。

<なぜ過熱化してきたのか?>

1. 部活動の学校教育上の位置づけが曖昧である。
2. 教員の側に生徒の成長や生徒指導上の効果を大きく評価する傾向がある。
3. 教員や生徒の多くは必ずしも勝利主義一辺倒ではないとはいえ、試合に勝ちたいという気持ちはある。他の学校(私立含め)もハードに練習している。
4. 高校入試や大学入試等で有利に働く(と保護者や生徒に信じられている)。
5. 保護者にとって、部活に行ってももらったほうがラクという場合もある。

12

データからの示唆、ガイドラインで触れたいこと③

言いつ放し、強制力なしの呼びかけとしないことが大事。

■これまでの過去を反省するならば、単なる呼びかけ、通知の類いでは、現場には浸透せず、各学校は抜き道や言い訳をつくって、大して変わらない、と考えられる。

■具体的にガイドライン、ならびに国・教育委員会等の施策として検討いただきたいこと

1. 「休養日の設定等を守れない学校やチームは、公式試合に出場させない」、「高校入試(一般)等で部活動の評価の基準、重みについて生徒・保護者に情報公開する」など、部活動の過熱化に一定の歯止め、抑止をかけることを盛り込むべき。
2. ガイドラインや通知等について、私立学校もしっかり規制しないと、なし崩し的になる。
3. 部活動の生徒指導上の効果は一定程度認められるとしても(厳密には要検証だが)、次の3点を確認する必要がある。
①生徒指導は、教育課程のなかでやっていくことが第一である。
②生徒指導が必要な児童・生徒の中には、学習でのつまずきや家庭のことが大きな原因のケースが多く、部活動だけでは救えない。
③外部指導者、部活動指導員についても、生徒指導上の配慮などを研修することで、一定程度の効果は期待できる(静岡市等の先行例)。

13